

■軽減税率対策補助金のご案内

平成31年10月1日より施行される消費税の増税に伴い消費税の軽減税率制度が実施されます。

●軽減税率とは？

社会保障と税の一体改革の下、消費税率引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されることになりました。
消費税率は、標準税率が10%、軽減税率が8%となります。

これに伴い、消費税軽減税率（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者などの皆さんが、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。本補助金には、「複数税率対応レジの導入等支援」と、「受発注システムの改修等支援」の2つがあります。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

- ・レジ・導入型
 - ・レジ・改修型
 - ・モバイルPOSレジシステム
 - ・POSレジシステム
- ※リースによる導入も補助対象

【補助額】

レジ1台あたり20万円
複数台申請は上限200万円

B型 受発注システムの改修等支援

- ・受発注システム・指定事業者改修型
 - ・受発注システム・自己導入型
- ※原則、既にE・D・I・E・O・S等の電子的受発注を利用している事業者が対象。

【申請受付・事業期間】

平成31年12月16日までに申請
平成31年9月30日までに事業完了（支払い完了）

B・1型（受発注システムの改修）については、平成31年6月28日までに交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

●軽減税率制度は全ての事業者に影響があります

軽減税率制度への対応が必要なのは飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけでなく、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓子の購入など、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響するので注意が必要です。

軽減税率制度や補助金制度について、ご不明な点がございましたら、お気軽に商工会までお問合せください。



二十歳の君へ 消費者トラブルに巻き込まれない成人（おとな）になろう！

成人を迎えた皆さんは、これから自らの責任で、さまざまな契約をしていくこととなります。今後は、契約にあたって親の同意は必要なく、自分の意思で自由に契約することが出来ます。しかし、自由に契約が出来る半面、契約でトラブルになった場合の責任は、皆さん自身が負うこととなります。成人になったばかりの皆さんを狙い打ちする悪質な業者による消費者トラブルも多数発生しています。

相談事例①

スマートフォンでダイエット用無料飲料の期間限定モニターに申し込んだら定期購入だった。業者の電話が繋がらないので、やめられるか心配。

相談事例②

スマートフォンでSNSを見ていたところ、相談にのるだけで30万もらえろという副業サイトを見つけ会員登録したが、詐欺サイトだという書き込みがあった。登録の際に免許証の画像を

送ったが悪用されないか心配。

相談事例③

SNSで知り合った人から儲かる話があると誘われ話を聞いたが、投資用ソフトの代金が60万円と言われ「お金がない」と断ったところ、「消費者金融で借りれば良い」と言われ、指示通りに借りて支払ってしまった。説明と異なり儲からないので、やめた。

アドバイス

- ① 契約トラブルを防ぐためにも、契約することに責任を持ち、軽い気持ちで契約しない。ネットの情報に流されないこと！
- ② 「今すぐ決めて」など契約をせかされても、その場で契約しない！
- ③ 簡単に大金を稼げるということはない。儲け話は信じない！
- ④ 借金やクレジット契約を勧められても、お金がなければ契約しない！
- ⑤ 困ったら「188」に電話して消費生活センターに相談する！

■巡回消費者相談日

2月13日（火） 南阿蘇村役場

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く